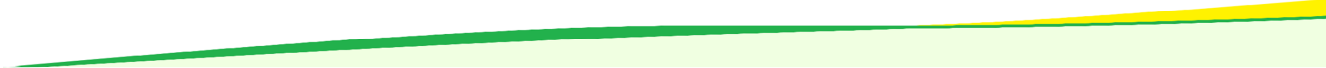


日本におけるFCEの需要

大学改革支援・学位授与機構
研究開発部 森 利枝

外国学修歴・資格認証(FCE)連続セミナー
第2回「日本におけるFCE発展の可能性をさぐる」
2017年12月7日
東洋大学



課題

- 日本において、FCEセンターの需要はあるか。
- あるならば、どのような機能が求められるか。
 - 大学評価・学位授与機構(現・大学改革支援・学位授与機構)の調査から得られたデータに基づき検討

Key words

- FCE: Foreign Credential Evaluation
外国における学修歴・資格の認証
- NIC: National Information Centre
高等教育に関する情報を提供する国内情報センター
- Tokyo Convention: 東京規約
Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of
Qualifications in Higher Education, 2011
高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(2017年12月5
日加入決定)

3

学生の国際的な移動に伴う情報のニーズ調査

- 文部科学省より大学評価・学位授与機構に委託
 - 「学生移動(モビリティ)に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」
 - 調査委託期間2013～2015年度
- 調査項目
 - ① 我が国の高等教育機関が外国の学習に関する審査・認証業務等を行うにあたり、どのような支援が必要かを探る(国内調査)
 - ② 国外の高等教育機関等が我が国の学習履歴に関する同様の業務を行うに際して必要とされる情報提供の在り方を調査(国外調査)
 - ③ ①②を一元的に情報提供等する第三者機関へのニーズを測る

4

ニーズ調査の背景

- 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」2011年採択（於東京：Tokyo Conventionとも称される）。
 - 締約国間において高等教育の資格の相互認証等を行うことにより、学生および学者の移動を容易にし、アジア-太平洋地域における高等教育の質を改善することを目的とする。
 - 2017年5月現在未発効（発効には5カ国による締約が必要：現在オーストラリア、中国、ニュージーランドが締約）。
 - 2017年12月5日、日本の加入（締約）を閣議で決定

5

Tokyo Conventionの内容(抄)

- 第8条の1
各締約国は、自国の高等教育制度に属する教育機関によって付与された資格の質が、承認が求められている締約国における承認を正当化するものであるか否かについて、他の締約国の権限のある承認当局が確認することができるようにするため、これらの**教育機関および自国の質の保証制度に関する適切な情報を提供する**。この情報には、次のものを含める。
 - (a) 自国の高等教育制度に関する説明
 - (b) 自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要及びそれぞれの高等教育機関の典型的な特徴の概要
 - (c) 自国の高等教育制度に属する**承認され、又は認定された高等教育機関(公立及び私立)の一覧**であって、各種の資格を与えるこれらの高等教育機関の権限並びにそれぞれの高等教育機関を利用し、及び**課程を受講するための要件**を示すもの
 - (d) 質の保証の仕組みに関する説明
 - (e) 自国の教育制度に属すると認める自国の領域外に所在する教育機関の一覧


6

Tokyo Conventionの内容(抄)

- 第8条の2
各締約国は、高等教育の資格の承認を容易にするため、次のことにより、関連する正確な、かつ、最新の情報を提供する。
 - (a) 自国の高等教育制度及び資格に関する信頼すべき、かつ、正確な情報の入手を容易にすること。
 - (b) 他の締約国の高等教育制度及び資格に関する情報の入手を容易にすること。
 - (c) 自国の法令に従い、承認事項及び資格の評定に関する助言又は情報を提供すること。
- 第8条の3
各締約国は、高等教育に関する情報を提供する国内情報センター【national information centre】の設立及び維持のための適切な措置をとる。国内情報センターの形態は、異なり得る。

7

ニーズ調査実施のタイミング

- Tokyo Convention締結の適否の検討
 - 国内情報センター(NIC)の設立の要否の検討
 - 国内の高等教育に関する信頼できる情報の提供
 - 他の締約国の高等教育に関する情報の獲得の支援
- 
- 国内の情報提供・外国の情報獲得を支援するシステムのニーズ調査

8

回答状況

調査対象：国内四年制大学の入学資格審査・単位認定に係る教職員

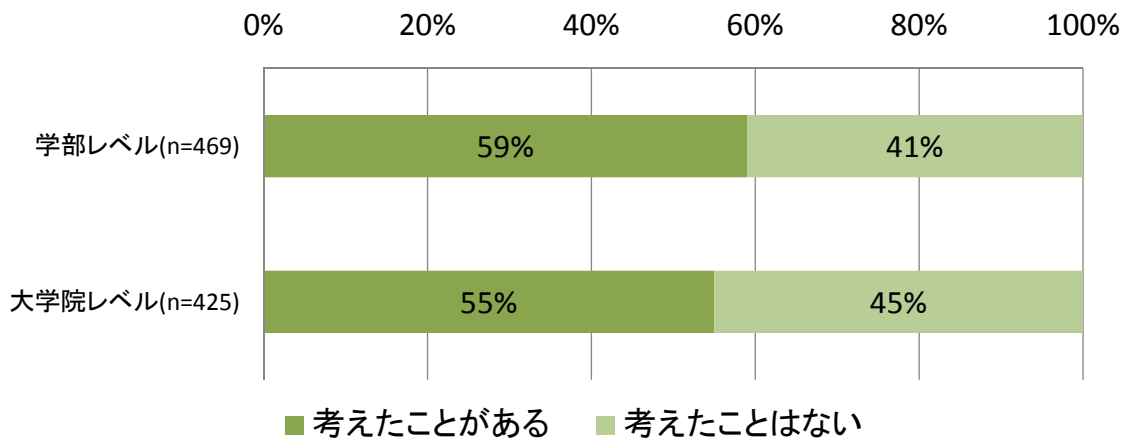
アンケート種別	回答者(人)
I A 外国での学習履歴の審査:学部	484
I B 外国での学習履歴の審査:研究科	468
II A 海外で修得した単位の認定:学部	469
II B 海外で修得した単位の認定:研究科	425

回答者職種	IA		IB	
事務職員	403	(83%)	381	(81%)
教員	81	(17%)	87	(19%)
計	484	(100%)	468	(100%)

回答者職種	IIA		IIB	
事務職員	379	(81%)	347	(82%)
教員	90	(19%)	78	(18%)
計	469	(100%)	425	(100%)

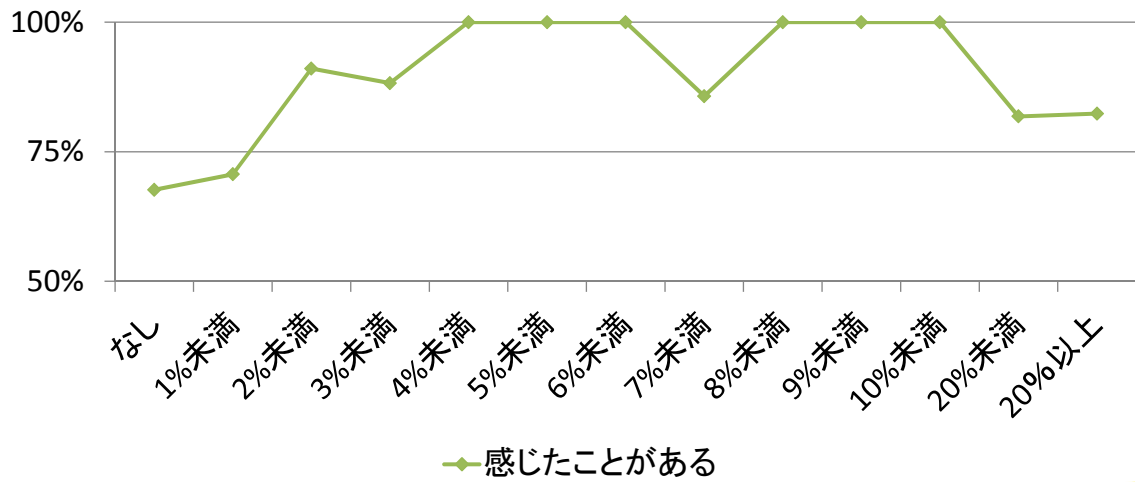
9

NICのようなサービスの必要を感じたことがあるか



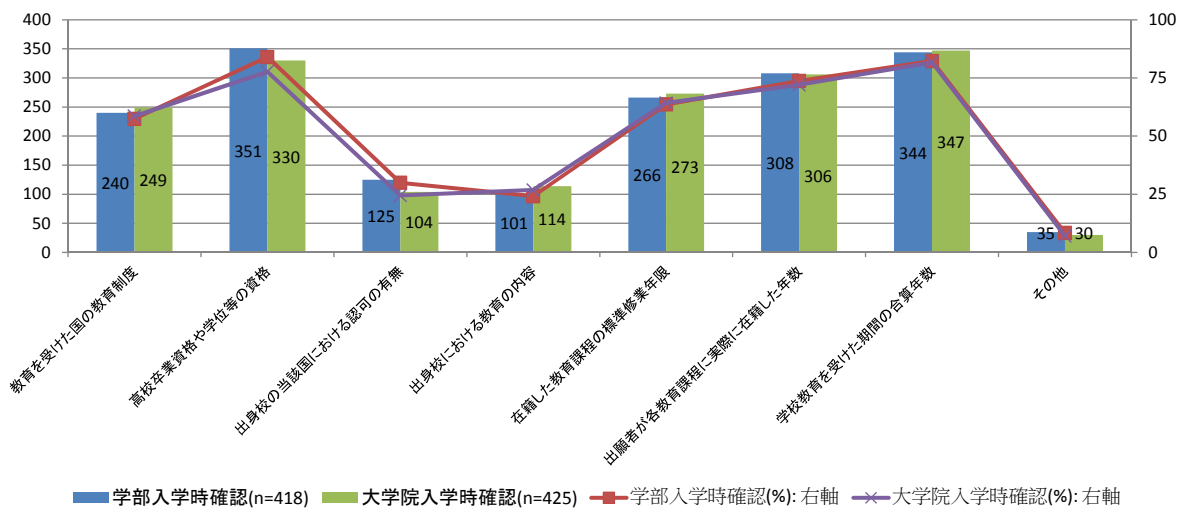
10

「NICのようなサービスの必要を感じたことがある」 (学士課程・留学生比率別)



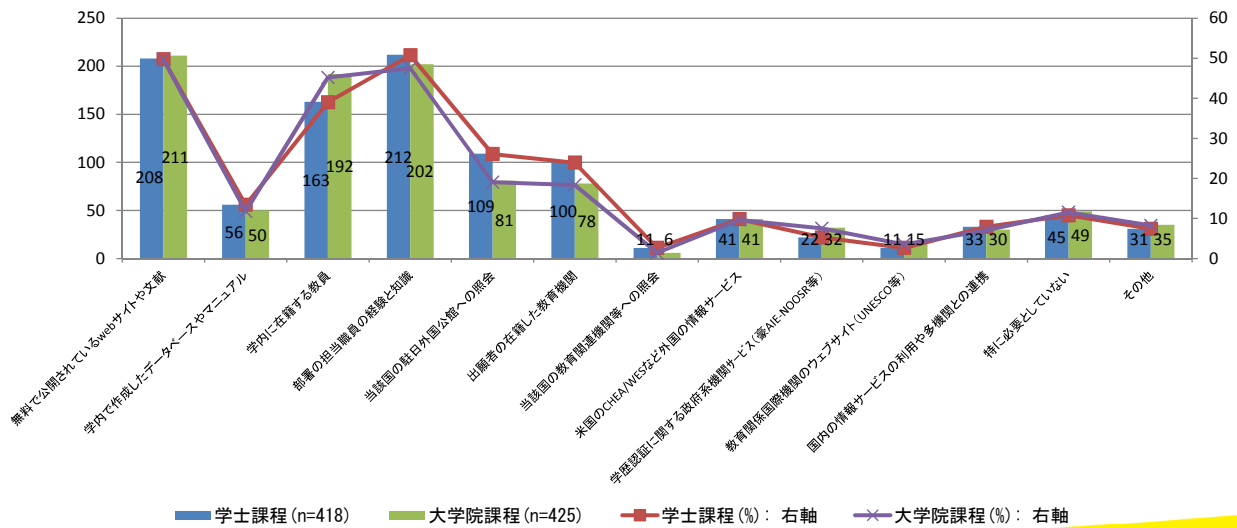
11

学生受け入れ時の確認事項



12

出願資格の確認過程で利用する情報



「年数」の重視

- 「認可状況」や「アクレディテーション」より「修業年限」や「在籍年数」に重きが置かれている。
- 学校教育法施行規則150条
 - 学校教育法第90条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 文部科学省告示第75号(2016年3月)
 - 外国において、高等学校に対応する学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における11年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを修了した者

文部科学大臣指定 高等学校に対応する外国の学校の課程一覧

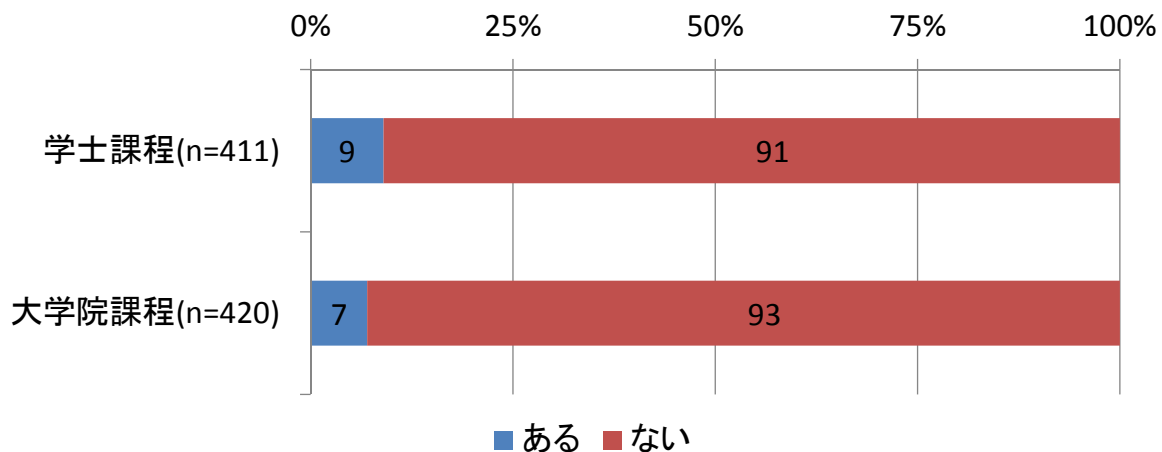
外国の学校の課程の名称	適用開始日
ミャンマー連邦共和国のアテタン・アシン・ピンニャーイェーの課程(旧ビルマ連邦社会主義共和国のアテタン・アシン・ピンニャーイェーの課程を含む。)	昭和48年10月1日

(2016年12月15日現在)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/1380756.htm

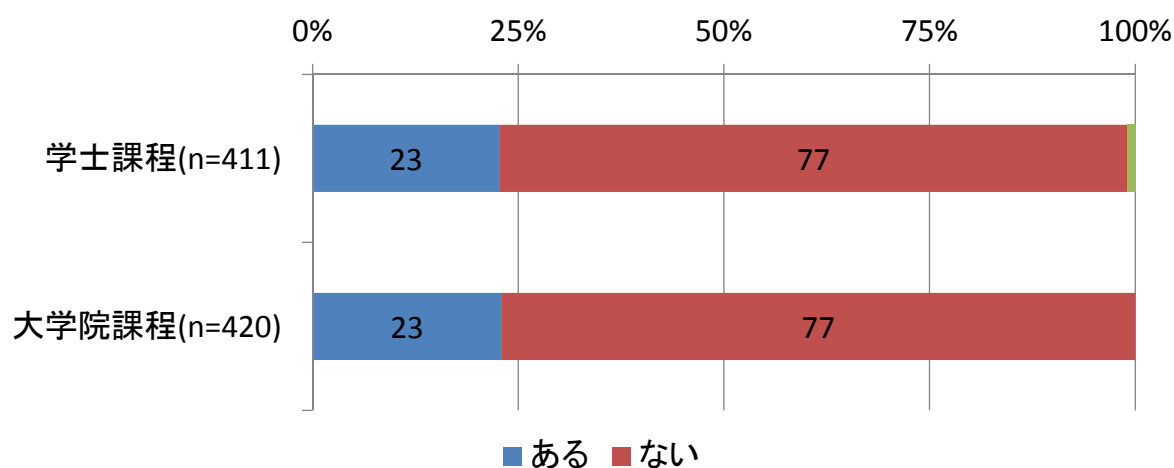
15

提出された証明書の真偽を疑った経験



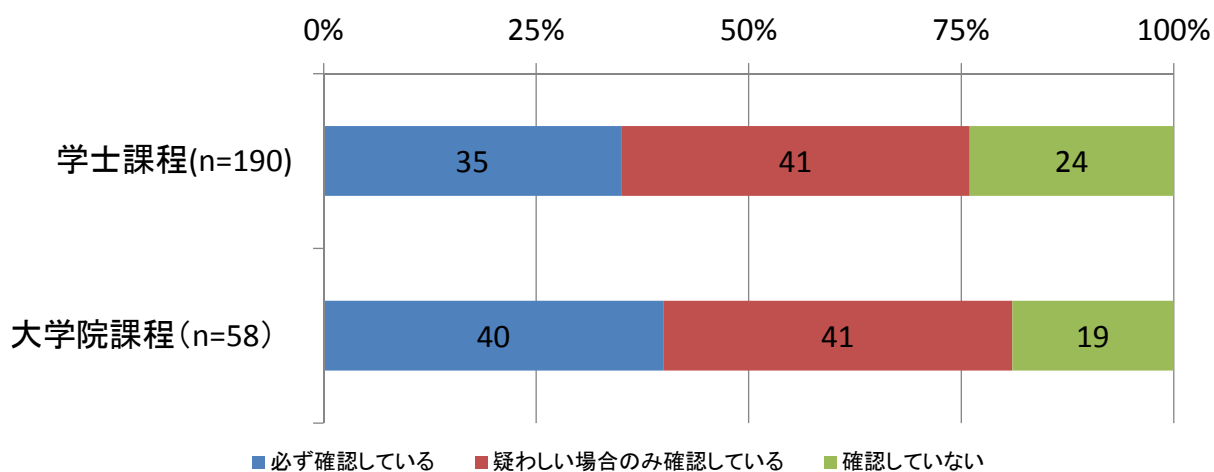
16

提出された証明書の真偽判定の取組み



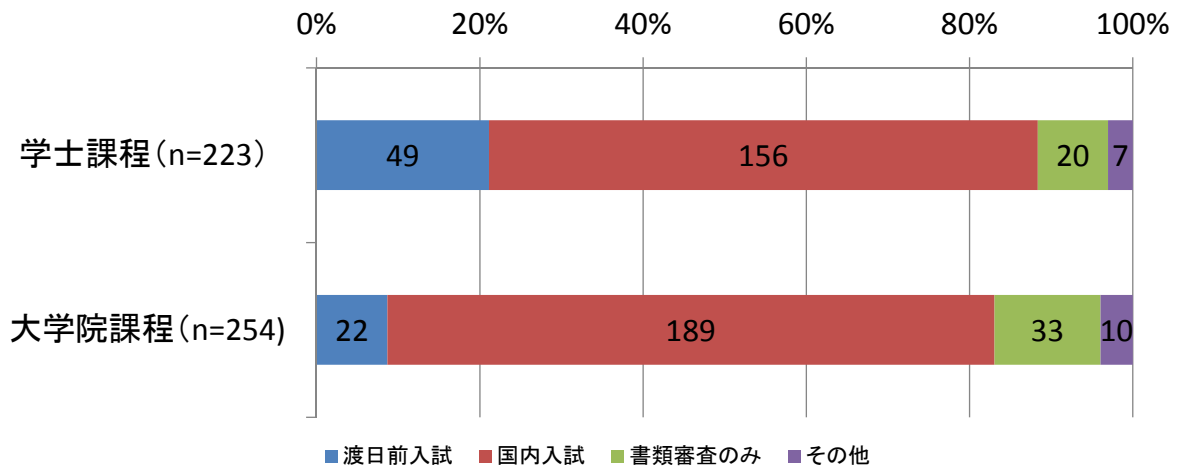
17

当該国の設置認可や アクレディテーションの確認状況



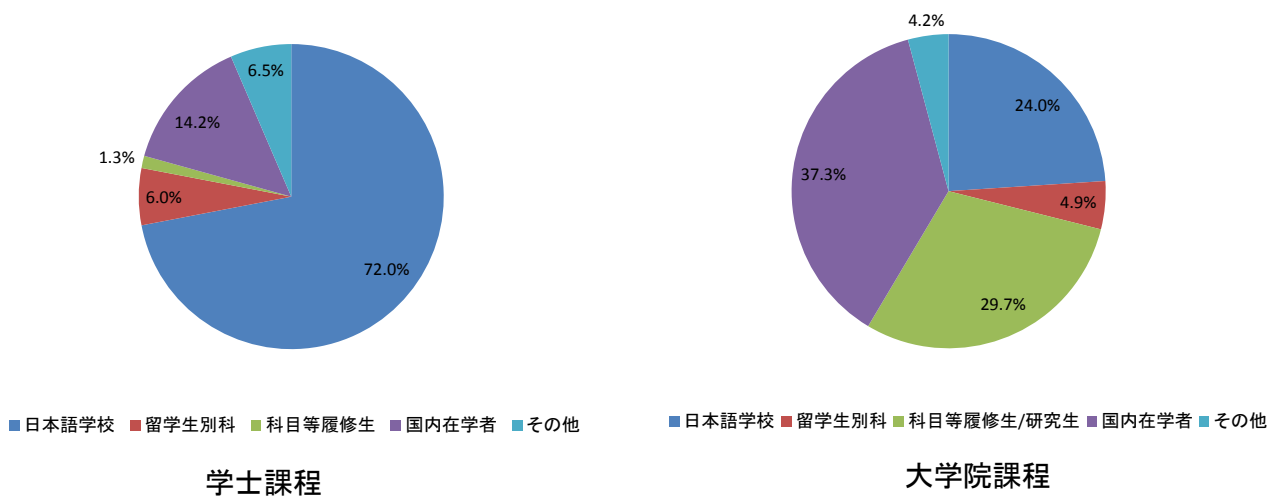
18

入学者選考の方法 (最も主要なもの)



19

出願者のバックグラウンド (最も主要なもの)



20

日本におけるFCEの現状

- 学校教育法の定めによる年数主義の伝統
- 年数主義の伝統を背景にした発展
- 日本語学校・研究生制度などの機能

21

日本におけるFCEセンターの需要

- 年数主義の課題
 - 「年数」を経過した教育機関の認定の有無
 - 「年数」の経過と「修了」の関係
 - 「年数」の経過と学校階梯の関係
- NICとの異同
 - NICは、自国の高等教育機関および質保証制度に関する適切な情報を提供する
 - NICが提供する情報には、国内で認定された高等教育機関の一覧と入学資格が含まれる
 - NICは、他の締約国の高等教育制度及び資格に関する情報の入手を容易にするための情報を提供する



- 「年数」に加え、個別具体の情報の要(←FCEへの期待)

22

ありがとうございます

rmori@niad.ac.jp